

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年3月6日（月曜日）

午後3時30分から午後3時49分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）追加議案について

（2）地方自治法の改正に伴う土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の対応について

（3）土浦市議会事務局規程の改正について

（4）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男

副市長 片山 壮二

市長公室長 川村 正明

財政課長 山口 正通

財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 塚本 隆行

次長 天貝 健一

次長補佐 小野 聰

主任 津久井 麻美子

主任 松本 裕司

主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。一般質問の後の委員会ということで、お疲れのところ誠に申し訳ございませんがよろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1追加議案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 資料1議案概要追加議案を御覧ください。2ページをお願いします。追加議案として補正予算6件。最終日に提出いたします人事1件を予定しております。議案32号から36号までは前回御説明させていただいておりますので省略させていただきます。4ページをお願いします。議案第37号令和4年度一般会計補正予算第16回は今回新たに提出する議案でございます。一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回の補正は歳入歳出とともに629万7,000円を追加し、総額を600億828万円とするものでございます。補正の内容に付きましては下の概要を御覧ください。6款商工費、1項商工費、5目観光費観光事業に付きましては、産業文化事業団において年度末の退職者が現れ退職金が発生したことによる補助金の増でございます。なお、議案第38号公平委員会の選任の同意につきましては内容の変更はございません。議案番号の修正でございます。説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 追加議案の提出については以上であります。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 特にありません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

＜執行部 退席＞

○海老原委員長 次に、協議事項 2 地方自治法の改正に伴う土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の対応について協議をお願いします。まず、議長から発言があります。

○小坂議長 御存じの通り土浦市議会の議員が土浦市の工事等を請け負うことにつきましては、政治倫理条例により厳しく規制されております。これは全国的に最も厳しいものと思われます。そのような中、議員の成り手不足解消を目的とした自治法改正が行われました。この改正を受けて本市議会の政治倫理条例を緩和するか否か御協議いただくわけでありますが、改正する場合には市民などから大きな注目を浴びることが予想されますので、市民が納得する改正理由がとても重要になって参ります。つきましては、そのことを念頭に置いて十分議論を尽くしていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 各会派にて政治倫理に関する条例を改正するか否かについて、取りまとめた御意見を報告を願います。まず郁政クラブから。

○篠塚委員 会派で話し合ったところ地方自治法が改正されるのであれば、それに準じてこちらも改正した方が良いのではないかというお話になりました。

○海老原委員長 公明党さん

○平石副委員長 会派の中でお話をさせていただきました。結論からすると改正する必要はないということです。理由というのは前後関係もしっかりと勉強していかなければならないし、改選後改めてじっくり議論すべきではないかという結論です。

○海老原委員長 政新会さん

○今野委員 私たちの会派も今回ることは受けないで前の通りで良いのではないかということです。それは一度決まったことを軽々に変えるべきではないですし、議員のなり手が少ないというのも理由に入っておりまして、土浦はまだそういう状況ではないのではないかということで、以前のとおりということでおろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 新風会さん

○鈴木委員 新風会も改正する必要性なしということで。理由は皆さんと同じです。

○海老原委員長 共産党さんと市民ネット 21 さんについては事務局からお願ひします。

○天貝事務局次長 私の方で 2 会派につきまして聞き取りをさせていただきました。その結果、両会派とも改正を行わず現状のままにすべきという御意見でございました。以上でございます。

○海老原委員長 では、各会派の意見が出たところで、私としては議員全員の賛成が必要であろうと。その事前のこの議運でも全員の賛成が必要であろうということで、今聞くところ全員そろうことができませんので、改めて制定の趣旨、それから経緯を皆さん御存じだと思いますので説明は省いてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それではお諮りいたします。お諮りするのは条例の改正をすべきか否

かございます。この件に付きましては先ほど議長からの説明がありましたとおり、市民の反響も予想され慎重に判断すべき案件でありますので、改正するには最低でも議会運営委員会の全員の賛成をもって全員協議会に諮ることだと思っております。ところが今の報告を受けますと全員の賛成は得られないということで、趣旨については説明をしていただかなくても皆さん理解しているかと思いますので、今回の政治倫理に関する条例については、趣旨についてはわかるが、改選後の委員に検討していただくということによろしいでしょうか。

○篠塚委員 委員長が言われたとおり全会一致で議論すべきものだと思うので、全会一致できなかったんですけど今回の案件については廃案でよろしいかと思います。

○海老原委員長 篠塚委員からこの件について廃案でいいのかな

○天貝事務局次長 今期の議会運営委員会の委員の皆様は見送りということであれば、一旦見送りということになります。来期、改選後の議会運営委員会で取り上げようということになれば、改めて協議をしていただくようになるかと思いますが、それはそういった御意見が出てきた時ということになるかと思います。

○海老原委員長 廃案というのが出てきたんだけど、見送りと廃案の違いがわからない。

○天貝事務局次長 議会運営委員会では全協には提案しないということでございますので、言葉としては見送りというよりは廃案の方が近いのかなと思います。そういった改正はされたけども協議した結果、今回は改正を行わないと水曜日に予定されています全協で御報告をさせていただきたいと思います。

○海老原委員長 ただいま事務局より説明がありましたとおり、この政治倫理条例については、協議はしたけど見送りしましたということで、全員協議会に報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○篠塚委員 取り上げなかったね。

○海老原委員長 取り上げなかったでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それではただいまのとおりと致します。次に、協議事項3土浦市議会事務局規程の改正について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料3-1をお開きください。議会事務局職員が日頃より行っている議会費の予算の執行、具体的には予算の要求から議員報酬の支出や委託料の支払い等が該当し、これらにつきましては、事務局職員が事務処理を行っております。予算の執行権については、本来市長にあるもので議会側にはありませんが、これまで事務局職員が予算の事務処理を行っており、制度上適正に運用されていない状況にありました。これは、事務局職員が市長部局からの出向により事務を行っていることから、何ら違和感無くこれまで執行してきたものと推察されます。この齟齬を解消すべく、新たに規程を制定するもので、名称は議会事務局の職員で市長の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程です。内容は、議会事務局職員に通常の議会の事務と、市長の予算執行権に係る事務を併任させるもので、併任する職員を併任職員と言い、第2条で併任職員が処理する具体的な事務を定めるものです。この規程の制定は執行

部が決裁にて行うもので、施行は令和5年4月1日からとなるよう手続きを行うもので
す。資料3-2を御覧ください。このように事務局の事務について改めて整理をすること
から、合わせて土浦市議会事務局規程の一部を改正するものです。改正箇所は第5条
係及び事務分掌において、真ん中の列の改正前の条文の第4号議員の議員報酬その他の
給与及び費用弁償に関するこ」を削除いたします。これは予算の執行の事務に当たり、
市長の権限になることから議会事務局規程から除外するものです。また、同じ理由で職
員の給与に係る部分を削除し、次のページの12号の予算の執行についても削除いたし
ます。この事務局規程の改正につきましては議長決裁にて本年4月1日付けで行って参
ります。

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりでよろしいですか。

○篠塚委員 昭和45年3月25日以降は全然改正されていないのか。

○天貝事務局次長 何度の改正はされておりますけど、その時にはおそらく気がつかな
かったのだろうと。

○海老原委員長 その他ございますか。

○天貝事務局次長 先日の個人情報改正について改正について7日まで御意見を募集し
ております。現在は特に御意見は無いという状況でございますので、もしない場合には
議運を開いて意見がなかったというのが正しいのかもしれません、もしよろしければ
そちらを割愛させていただきまして、8日の全協で最終日に上程しますという報告をさ
せていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

○篠塚委員 一応締め切りが明日までとなっていますので、今ここで了承するんですけど、もし明日までにあった場合は緊急で議運を開くということだけ確認できればよろ
しいかと思います。

○海老原委員長 明日の期限までになければ議運を開かない。あれば議運を開くと。開
くとするといつ。

○天貝事務局次長 8日の朝になります。

○海老原委員長 皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とす
るものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様
でした。